



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年8月26日火曜日 第1993号

◇ 目 次 ◇ 告 示

| | |
|---------------------------------|-----|
| 救急病院の協力申出..... | 913 |
| 指定障害福祉サービス事業者の指定..... | 913 |
| 指定障害福祉サービス事業の廃止..... | 913 |
| 指定障害福祉サービス事業を行う事業者の所在地の変更..... | 913 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の取下げ..... | 914 |
| 大規模小売店舗の新設の届出の概要等（3件）..... | 914 |
| 愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の一部改正..... | 915 |
| 農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程の一部改正..... | 917 |
| 愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程の一部改正..... | 918 |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | 918 |
| 解除予定保安林..... | 918 |
| 愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の一部改正..... | 918 |
| 愛媛海区漁業調整委員会委員の選任..... | 920 |
| 公共測量の実施の通知..... | 921 |
| 県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額の一部改正..... | 921 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定..... | 921 |
| 愛媛県証紙売りさばき人の指定願の記載事項の変更..... | 921 |
| 農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更の承認..... | 922 |
| 開発行為に関する工事の完了..... | 922 |

| | |
|------------------------|-----|
| 道路の位置の指定..... | 922 |
| 道路の区域変更（県道吉田宇和島線）..... | 922 |
| 道路の供用開始（ " ）..... | 922 |
| 公 告 | |
| 土地（建付地）の売払い..... | 923 |
| 土地の売払い..... | 924 |

告 示

○愛媛県告示第1237号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 名 称 | 所 在 地 | 開 設 者 名 | 認 定 の 有 効 期 限 |
|------|--------------|---------|---------------|
| 浦屋病院 | 松山市中一万町5番地10 | 医療法人西仁会 | 平成23年8月23日まで |

○愛媛県告示第1238号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所 | | 指 年 月 日 |
|------------|---------------------------|--------------------|--------|---------------|---------------------------|--------------------|-----------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3813910076 | 株式会社トモニ・えひめ | 北宇和郡鬼北町大字永野市1607番地 | 鈴木 晶 夫 | 就労継続支援A型 | 株式会社トモニ・えひめ | 北宇和郡鬼北町大字永野市1607番地 | 平成20年8月1日 |

○愛媛県告示第1239号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止した旨の届出があった。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止に係る指定障害福祉サービス事業所 | | 届 出 年 月 日 |
|------------|---------------------------|------------------------|---------|---------------|--------------------|------------------------|------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | |
| 3820700015 | 無限責任中間法人なかま | 大洲市中村257番地1レジデンス中井301号 | 河 野 静 子 | 共同生活援助 | グループホームのぞみ | 大洲市中村257番地1レジデンス中井301号 | 平成20年3月31日 |

○愛媛県告示第1240号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第46条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 事業者番号 | 指定障害福祉サービス事業者 | | | 指定障害福祉サービスの種類 | 指定障害福祉サービス事業所 | | | 届 出 日 年 月 日 |
|------------|---------------|--------------|---------|---------------|---------------|--------------|--------------|----------------|
| | 氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | | 名 称 | 所 在 地 | | |
| | | | | | | 変 更 前 | 変 更 後 | |
| 3810101190 | セントケア愛媛株式会社 | 松山市馬木町2167番地 | 岡 田 修 一 | 居宅介護 | セントケア松山 | 松山市久万ノ台706-3 | 松山市馬木町2167番地 | 平成20年7月1日 |
| 3810101190 | セントケア愛媛株式会社 | 松山市馬木町2167番地 | 岡 田 修 一 | 重度訪問介護 | セントケア松山 | 松山市久万ノ台706-3 | 松山市馬木町2167番地 | 平成20年7月1日 |

○愛媛県告示第1241号

大規模小売店舗の新設の届出の概要等（平成20年3月愛媛県告示第350号）によりその概要等を告示した大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出が取り下げられたので、次のとおり告示する。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 大 規 模 小 売 店 舗 | | 取 下 年 月 日 |
|----------------|-----------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | |
| ヤマダ電機テックランド大洲店 | 大洲市徳森字宮方319-1 外 | 平成20年8月14日 |

○愛媛県告示第1242号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヤマダ電機テックランド大洲店
大洲市徳森字宮方319-1 外
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
オリックス・アルファ株式会社
東京都港区芝三丁目22番8号
代表取締役 坂本 修二
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
株式会社ヤマダ電機
群馬県高崎市栄町1番1号
代表取締役 一宮 忠男
- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成21年4月15日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

- 2,682.60平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の収容台数
118台
 - イ 駐輪場の収容台数
33台
 - ウ 荷さばき施設の面積
83.0平方メートル
 - エ 廃棄物等の保管施設の容量
37.50立法メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後10時
 - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時30分まで
 - ウ 駐車場の自動車の出入口の数
2箇所
 - エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時から午後10時まで
- 2 届出年月日
平成20年8月14日
- 3 意見書の提出
この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。
なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局産業経済部八幡浜支局商工観光室並びに大洲市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。
 - (1) 意見書に記載すべき事項
 - ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - イ 当該大規模小売店舗の名称
 - ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見
 - (2) 提出先
愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1243号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の

日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更した事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変 更 の 日 | 届 出 |
|------------|-----------------|--------------------|--------------|--------------|-----------|------------|
| ジョー・ブラ | 松山市朝生田町五丁目1番25号 | 大規模小売店舗において小売業を行う者 | 株式会社ママイほか14者 | 株式会社ママイほか15者 | 平成20年7月1日 | 平成20年8月14日 |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1244号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更の届出の概要

| 大規模小売店舗の名称 | 大規模小売店舗の所在地 | 変更しようとする事項 | 変 更 前 | 変 更 後 | 変更する年月日 | 届 出 |
|------------|-------------|-------------------|---------|-------|------------|------------|
| パルティ・フジ北条 | 松山市北条辻225-3 | 駐車場の位置及び収容台数 | 73台 | 43台 | 平成21年3月31日 | 平成20年7月31日 |
| | | 廃棄物等の保管施設の位置 | 駐車場2の西側 | 店舗の南側 | | |
| | | 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | 5箇所 | 4箇所 | | |

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1245号

愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程（昭和36年12月愛媛県告示第1051号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。改正後の愛媛県農業近代化資金利子補給金交付規程の規定は、平成20年7月18日以降利子補給承認される農業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された農業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|--|---|---|--|--|---|---|--|
| (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) | | | | (利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率) | | | |
| 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | 第2条 前条の利子補給の対象となる農業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | |
| 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | 農業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | |
| | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | | 法第2条第2項第1号、第2号、第4号及び第5号に掲げる融資機関が同条第1項第1号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号から第5号までに掲げる融資機関が同条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付ける場合 |
| 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分2厘5毛 | 年 <u>5厘</u> | 1 畜舎、果樹棚、農機具その他の農作物の生産、流通又は加工に必要な施設の改良、造成、復旧又は取得に要する資金（農地又は牧野の改良、造成、復旧又は取得に要するものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分2厘5毛 | 年4厘5毛 |
| 2～5 省略 | | | | 2～5 省略 | | | |
| 6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。） | | 年1分2厘5毛 | 年 <u>5厘</u> | 6 診療施設その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて農林水産大臣の定めるものの改良、造成又は取得に要する資金（法第2条第1項第2号から第4号までに掲げる者に貸し付けられるものに限る。） | | 年1分2厘5毛 | 年4厘5毛 |
| 7 省略 | | | | 7 省略 | | | |

○愛媛県告示第1246号

農地整備関係災害防止施設事業補助金交付規程（昭和31年11月愛媛県告示第775号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|--|
| <p>第7条 補助金の交付を受ける者は、補助金交付の決定に係る年度の各四半期（第4四半期を除く。）の末日現在において事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、<u>当該四半期の最終月の翌月15日</u>までに知事に提出するものとする。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体名及び代表者氏名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体名及び代表者氏名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>様式第5号</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体名及び代表者氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注 省略</p> <p>様式第6号</p> <p style="text-align: center;"><u>工事完了報告書</u></p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体名及び代表者氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体名及び代表者氏名 ㊟</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定通知のあつた事業について第 <u>四半期</u>末日現在の事業遂行状況を別紙のとおり報告する。</p> <p>省略</p> <p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体名</p> <p style="padding-left: 40px;">及び代表者氏名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>様式第9号（その1）（第8条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業実施主体所在地</p> <p>省略</p> | <p>第7条 補助金の交付を受ける者は、補助金交付の決定に係る年度の12月 末日現在において事業遂行状況報告書（様式第7号）を作成し、<u>その</u> 翌月15日までに知事に提出するものとする。</p> <p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体名 及び代表者氏名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>様式第4号（第4条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体名 及び代表者氏名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>様式第5号</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体名および 代表者氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>注 省略</p> <p>様式第6号</p> <p style="text-align: center;"><u>工事しゅん功報告書</u></p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体名および 代表者氏名 ㊟</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 5px 0;">省略</div> <p>様式第7号（第7条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体所在地</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体名 及び代表者氏名 ㊟</p> <p style="padding-left: 40px;">年 月 日付け愛媛県指令 第 号で補助金交付決定通知のあつた事業について 月 末日現在の事業遂行状況を別紙のとおり報告する。</p> <p>省略</p> <p>様式第8号（第8条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体名及び</p> <p style="padding-left: 40px;">代表者氏名 ㊟</p> <p>省略</p> <p>様式第9号（その1）（第8条関係）</p> <p>省略</p> <p style="padding-left: 40px;">事業主体所在地</p> <p>省略</p> |

| | |
|-------------------|-------------------|
| 様式第9号(その2)(第8条関係) | 様式第9号(その2)(第8条関係) |
| 省略 | 省略 |
| 事業実施主体所在地 | 事業主体所在地 |
| 省略 | 省略 |
| 様式第11号(第9条関係) | 様式第11号(第9条関係) |
| 省略 | 省略 |
| 事業実施主体名 | 事業主体名及び |
| 及び代表者氏名 | 代表者氏名 |
| 省略 | 省略 |

○愛媛県告示第1247号

愛媛県団体営土地改良事業補助金交付規程(昭和53年2月愛媛県告示第175号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 | | | | | | |
|---|--|---|----|---|----|---|----|
| (補助事業の遂行状況報告) 第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、団体営土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)を作成し、当該四半期の最終月の翌月15日までにこれを知事に提出しなければならない。 様式第7号(第9条関係) 団体営土地改良事業遂行状況報告書 | (補助事業の遂行状況報告) 第9条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度の12月末日現在において、団体営土地改良事業遂行状況報告書(様式第7号)を作成し、その翌月15日までにこれを知事に提出しなければならない。 様式第7号(第9条関係) 団体営土地改良事業遂行状況報告書 | | | | | | |
| <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>年 月 日付け愛媛県指令 第 号により補助金の交付の決定があつた団体営土地改良事業(事業)の第 四半期末日現在の遂行状況について、次のとおり報告します。</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> | 省略 | 年 月 日付け愛媛県指令 第 号により補助金の交付の決定があつた団体営土地改良事業(事業)の第 四半期末日現在の遂行状況について、次のとおり報告します。 | 省略 | <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>年 月 日付け愛媛県指令 第 号により補助金の交付の決定があつた団体営土地改良事業(事業)の 年12月末日現在の遂行状況について、次のとおり報告します。</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table> | 省略 | 年 月 日付け愛媛県指令 第 号により補助金の交付の決定があつた団体営土地改良事業(事業)の 年12月末日現在の遂行状況について、次のとおり報告します。 | 省略 |
| 省略 | | | | | | | |
| 年 月 日付け愛媛県指令 第 号により補助金の交付の決定があつた団体営土地改良事業(事業)の第 四半期末日現在の遂行状況について、次のとおり報告します。 | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | |
| 年 月 日付け愛媛県指令 第 号により補助金の交付の決定があつた団体営土地改良事業(事業)の 年12月末日現在の遂行状況について、次のとおり報告します。 | | | | | | | |
| 省略 | | | | | | | |

○愛媛県告示第1248号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「法」という。)第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

| | | |
|-----------------------|--------------------------------|------------|
| 変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称 | 変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類 | 承認年月日 |
| 財団法人えひめ農林漁業担い手育成公社 | 法第4条第2項第1号から第2号の2まで及び第4号に掲げる事業 | 平成20年8月18日 |

○愛媛県告示第1249号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

- 1(1) 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡伊方町明神 737 の2
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 解除の理由
電気通信設備用地とするため
- 2(1) 解除予定保安林の所在場所
西宇和郡伊方町明神 737 の2
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 解除の理由
電気通信設備用地とするため

○愛媛県告示第1250号

愛媛県漁業近代化資金利子補給規程(昭和44年10月愛媛県告示第881号)の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の愛媛県漁業近代化資金利子補給規程の規定は、平成年月日以降に利子補給承認される漁業近代化資金について適用し、同日前に利子補給承認された漁業近代化資金については、なお従前の例による。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | | | 改 正 前 | | | | | |
|---|--|---|---|---|--|---|---|---|---|---|--|
| (利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率) | | | | | | (利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び補給率) | | | | | |
| 第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | | | 第2条 利子補給の対象となる漁業近代化資金の種類及び利子補給率は、次のとおりとする。 | | | | | |
| 漁業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | | | 漁業近代化資金の種類 | 利子補給率 | | | | |
| | 法第2条第2項第1号から第4号までに掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者漁業近代化資金融通法施行令(昭和44年政令第209号。以下「令」という。)第5条に規定する団体に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第1号から第5号まで及び第10号に掲げる者(令第5条に規定する団体に貸し付ける場合) | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第5号に掲げる者及び同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合 | | 法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同条第10号に掲げる者(同条第5条に規定する団体に貸し付ける場合) | 法第2条第2項第5号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号から第10号までに掲げる者(同条第10号に掲げる者(同条第5条に規定する団体に貸し付ける場合) | 法第2条第2項第1号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第2号に掲げる融資機関が、同条第1項第6号に掲げる者に貸し付ける場合 | 法第2条第2項第5号に掲げる者及び同条第1項第6号に掲げる者(同条第5条に規定する団体を除く。)に貸し付ける場合 |
| 1・2 省略 | | | | | | 1・2 省略 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---------|-------|---------|-----|-----|
| 3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分5毛 | 年1分2厘5毛 | 年5厘 | 年5厘 |
| 4～6 省略 | | | | | |
| 7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | | | 同上 | 年5厘 | 年5厘 |
| 8 省略 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---------|-------|---------|-------|-------|
| 3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。） | 年1分2厘5毛 | 年1分5毛 | 年1分2厘5毛 | 年4厘5毛 | 年4厘5毛 |
| 4～6 省略 | | | | | |
| 7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金 | | | 同上 | 年4厘5毛 | 年4厘5毛 |
| 8 省略 | | | | | |

○愛媛県告示第1251号

漁業法（昭和24年法律第267号）第85条第3項第2号の規定により、愛媛海区漁業調整委員会委員のうち同号に規定する委員として、次の者を20年8月23日選任した。

平成20年8月26日

愛媛県知事 加戸守行

| 種別 | 氏名 | 住所 | 職業 |
|-------|-------|---------------|------|
| 学識経験者 | 佐々木 護 | 宇和島市戸島4025番地 | 団体役員 |
| | 逸見 幾代 | 松山市来住町645番地20 | 大学教授 |

| | | | |
|-------|--------|-----------------|---------|
| 公益代表者 | 喜田 ヒサ子 | 今治市吉海町棕名193番地 | 団体役員 |
| | 武岡 英隆 | 松山市東野四丁目12番14号 | 大学教授 |
| | 前田 健二 | 松山市鷹の子町800番地 | 団体職員 |
| | 若松 進一 | 伊予市双海町上灘5391番地2 | 大学非常勤講師 |

○愛媛県告示第1252号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、愛南町長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 10,000デジタル航空写真撮影、1 / 2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成20年 8月26日から
平成21年 3月19日まで
- 3 作業地域 航空写真撮影：愛南町全域
地形図作成：19漁港対象

○愛媛県告示第1253号

県営住宅駐車場及び駐車場使用料の額（平成20年 3月愛媛県告示第513号）の一部を次のように改正し、平成20年 9月1日から施行する。
平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | | | | 改 正 前 | | | |
|---|-------------|--------------------|---------------|---|-----|--------------------|---------------|
| 1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。） | | | | 1 県営住宅駐車場の位置及び1平方メートル当たりの駐車場使用料の額（愛媛県県営住宅管理条例施行規則第12条の10第1項第2号に規定する管理事務費を除いた額をいう。以下同じ。） | | | |
| 名 称 | 位 置 | 駐車場 使用料 (月額) | 有 料 化 開始年度 | 名 称 | 位 置 | 駐車場 使用料 (月額) | 有 料 化 開始年度 |
| 省略 | | | 平成20年度 | 省略 | | | 平成20年度 |
| 伊吹北団地 | 省略 | | | 伊吹北団地 | 省略 | | |
| 明倫団地 | 宇和島市和霊東町二丁目 | 119円 | | | | | |
| 2～4 省略 | | | | 2～4 省略 | | | |

○愛媛県告示第1254号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人が指定されたので、愛媛県証紙条例（昭和39年愛媛県条例第8号）第5条第3項の規定により告示する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 売 り さ ば き 所 | 指 定 年 月 日 |
|-----------|---------------|-------------|--------------------------------|------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | | |
| 今第 38号 | 今治市別宮町一丁目4番地1 | 今治市 | 今治市別宮町一丁目4番地1 今治市役所市民環境部市民課 | 平成20年 8月1日 |

○愛媛県告示第1255号

次のとおり愛媛県証紙売りさばき人指定願の記載事項の変更が許可されたので、愛媛県証紙条例施行規則（昭和39年愛媛県規則第42号）第5条第6項の規定により告示する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 指定 番号 | 売 り さ ば き 人 | | 変 更 事 項 | | 変更許可 年 月 日 |
|-----------|------------------------|-------------|--|--|----------------|
| | 住 所 | 氏 名 又 は 名 称 | 新 | 旧 | |
| 松第 73号 | 松山市雄郡1丁目1-31フクセンA P 2階 | 愛媛県猟友会松山支部 | 売りさばき人 松山市雄郡1丁目1-31 フクセン A P 2階 愛媛県猟友会松山支部 売りさばき所 松山市雄郡1丁目1-31 フクセン A P 2階 | 売りさばき人 松山市築山町7-10 愛媛県猟友会松山支部 売りさばき所 松山市築山町7-10 | 平成20年 7月28日 |

○愛媛県告示第1256号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により、農地保有合理化事業の実施に関する規程の変更を次のとおり承認した。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| | | |
|-----------------------|----------------------|-------------|
| 変更の承認を受けた農地保有合理化法人の名称 | 変更の承認に係る農地保有合理化事業の種類 | 承認年月日 |
| 越智今治農業協同組合 | 法第4条第2項第1号に掲げる事業 | 平成20年 8月12日 |

○愛媛県告示第1257号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年 8月26日

愛媛県東予地方局長 長谷川 寿

| 検査済証の番号及び交付年月日 | 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 |
|----------------------------|---|--|
| 20東四土（開）第7号 平成20年 8月14日 | 四国中央市中曾根町字生吉1748番2、1748番3、1748番4、1748番5、1750番1、1750番2、1751番1、1751番2、1751番3、1752番1、1752番2、1753番、1754番2及び1750番1並びに1750番2地先農道、1748番4、1748番5、1752番1及び1751番1地先水路 | 松山市土居田町750番地1 株式会社 ベルモニー 代表取締役 武 智 義 則 |

○愛媛県告示第1258号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成20年 8月26日

愛媛県中予地方局長 梅 木 要

1 指定年月日及び番号

平成20年 8月13日 20中建築（道）第1号

2 道路の位置

伊予郡砥部町高尾田674番1

幅員 4.00メートル

延長 34.74メートル

3 申請人の住所及び氏名

松山市森松町523番地5 日野 達夫

4 図面省略

○愛媛県告示第1259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 区 間 | 旧・新別 | 敷 地 の 員 幅 | 延 長 | 備 考 |
|-------|--------|------------------------------------|------|-----------------|-----------------|-----|
| 県 道 | 吉田宇和島線 | 宇和島市大浦甲1477番1地先から 同市大浦甲1495番2まで | 旧 | メートル 3.0～4.0 | キロメートル 0.067 | |
| | | | 新 | 3.0～15.0 | 0.067 | |

○愛媛県告示第1260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

| 道路の種類 | 路線名 | 供 用 開 始 の 区 間 | 供用開始の日 |
|-------|--------|------------------------------------|-------------|
| 県 道 | 吉田宇和島線 | 宇和島市大浦甲1477番1地先から 同市大浦甲1495番2まで | 平成20年 8月26日 |

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

(1) 件名

土地（建付地）の売払い

(2) 売り払う土地（建付地）の所在地、地目及び地積等

| 土 地 | | | 建 物 | | |
|------------------|-----|---------|-------|------------------|--------|
| 所 在 地 | 地 目 | 地 積 | 種 類 | 構 造 | 床 面 積 |
| 西予市宇和町卯之町四丁目706番 | 宅 地 | 341.53㎡ | 居 宅 外 | 木造セメント瓦葺平家 建外 | 77.82㎡ |

2 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167 条の 4 の規定に該当する者

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者

(2) 入札参加申込書の提出

この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 8月26日（火）から 9月25日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8 時30分から午後 5 時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係

〒790 - 8570

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

電話（089）912 - 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年 9月25日（木）午後 5 時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先

(2)イに掲げる場所

イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年 9月 9 日（火）午後 1 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成20年10月14日（火）午後 1 時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県西予市宇和町卯之町四丁目445番地

愛媛県西予土木事務所 2階会議室

- (3) 入札書の提出方法
持参により提出すること。

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金
ア 入札に際しては、入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。
イ 契約に際しては、契約金額の10分の1の契約保証金を納付しなければならない。
- (3) 入札の無効
2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。
- (4) 契約書作成の要否
要
- (5) 落札者の決定方法
愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (6) 売り払う土地の用途制限
ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。
ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。
- (7) その他
詳細は、入札心得書による。

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成20年 8月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 入札に付する事項

- (1) 件名
土地の売払い
- (2) 売り払う土地の所在地、地目及び地積

| 所在地 | 地目 | 地積 |
|------------------|-----|---------|
| 今治市室屋町七丁目甲837番10 | 宅 地 | 700.28㎡ |

2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当しない者であること。
ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）及び警察当局から排除要請がある者
- (2) 入札参加申込書の提出
この一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ入札参加申込書を次により提出すること。入札参加申込書の提出のない者の入札への参加は認めない。

ア 提出期間

平成20年 8月26日（火）から 9月25日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前 8時30分から午後 5時30分までをいう。）

イ 提出場所

愛媛県総務部管理局総務管理課財産処分係
〒790 - 8570
愛媛県松山市一番町四丁目 4番地 2
電話（089）912 - 2558

ウ 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの。以下「郵便等」という。）により提出すること。電送による提出は、認めない。

エ 郵便等による提出の取扱い

郵便等による提出の場合は、平成20年 9月25日（木）午後 5時30分までに、イに掲げる場所に必着のこと。

(3) 契約条項を示す場所等

- ア 契約条項を示す場所、入札心得書、入札参加申込書の交付場所及び問い合わせ先
(2)イに掲げる場所
- イ 入札心得書及び入札参加申込書の交付方法

(2)イに掲げる場所で交付する。

ウ 現地説明の日時及び場所

(ア) 日時

平成20年 9月11日(木) 午後 1 時

(イ) 場所

売り払う土地の所在地

3 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時

平成20年10月15日(水) 午後 1 時

(2) 入札及び開札の場所

愛媛県今治市旭町一丁目 4 番地 9

愛媛県東予地方局今治支局 3 階第 2 会議室

(3) 入札書の提出方法

持参により提出すること。

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札に際しては、入札金額の 100 分の 5 以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、指定金融機関、指定代理金融機関又は収納代理金融機関が振出し又は支払保証をした小切手をもって入札保証金の納付に代えることができる。

イ 契約に際しては、契約金額の10分の 1 の契約保証金を納付しなければならない。

(3) 入札の無効

2(1)に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第 133 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 売り払う土地の用途制限

ア 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第 122 号)第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

イ 落札者は、契約締結の日から10年間、売り払う土地を暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されているものの事務所その他これに類するものの用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、売り払う土地の所有権を第三者に移転し、若しくは売り払う土地を第三者に貸してはならない。

ウ ア又はイの条件に違反した場合は、県の定める金額を違約金として県に支払わなければならない。

(7) その他

詳細は、入札心得書による。